

瀬戸市ホテル等の建築の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 3 月 26 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 13 号

瀬戸市ホテル等の建築の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市ホテル等の建築の規制に関する条例施行規則（平成 4 年瀬戸市規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（手続の指定）</p> <p>第 3 条 条例第 4 条第 1 項に規定する規則で定める手続は、次に掲げるものとする。</p> <p>から まで <省略></p> <p>自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号） <u>第 20 条第 3 項、第 21 条第 3 項及び第 33 条第 1 項の規定による許可の申請</u></p> <p>から まで <省略></p>	<p>（手続の指定）</p> <p>第 3 条 条例第 4 条第 1 項に規定する規則で定める手続は、次に掲げるものとする。</p> <p>から まで <省略></p> <p>自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号） <u>第 17 条第 3 項、第 18 条第 3 項及び第 20 条第 1 項の規定による許可の申請</u></p> <p>から まで <省略></p>

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。